

通信プラットフォーム研究会 第8回 議事要旨

1 日 時 平成20年9月30日（火）16:00～18:00

2 場 所 総務省地下2階講堂

3 出席者

・ 構成員（五十音順、敬称略）

相田仁（座長）、会津泉、依田高典、太田清久、岡村久道、北俊一、後藤幹雄、津坂徹郎、野原佐和子、藤原まり子、舟田正之、森川博之、柳川範之

・ 総務省

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総務課長、谷脇情報通信政策課長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、田原電気通信技術システム課長、二宮消費者行政課長、高地事業政策課企画官、松田事業政策課課長補佐

4 議事内容

○開会

○議事

5 主な議論

プラットフォーム研究会報告書案について

(1) 第1章（基本的視点）について

○ 全体的に外来語が多すぎて、パブコメに付した時に一般の方が理解できない可能性がある。QoSなど、用語の意味をもう少し細かく脚注で説明した方がよいと思う。（構成員）

←ご指摘のとおり。脚注で少し丁寧に解説を加えたい。

○ 後ろの方に用語集を付けるのもよいと思う。確認だが、パブコメにかけるのは資料8-1と資料8-2という理解でよいか。（構成員）

←そのとおり。

(2) 第2章（プラットフォーム機能の連携の必要性）について

○ 6ページの図は固定系のアクセスがNGNだけではないように修正されたが、37ページの図ではA社B社C社共にNGNとなっていて、固定系のアクセスはNGNが主流になると結論付けているように見えるが、それでよいのか。NTTのNGNと他社のIP網、ADSLやケーブルなどその他のアクセス手段との整合性を考えた方がよいと思う。（構成員）

←確かにそのとおり。図を修正したい。

○ 29ページの図ではNGN、インターネット、モバイルが横に並んでいるが、

6ページの図ではインターネットがNGNの上にある。この辺りの整合性はどうか。(構成員)

←整理したい。

- NGNが一般的にどのようなネットワークなのか国際的にもはっきりしていないが、NTTのNGNで考えると、閉域網としての性質とインターネットへのアクセス回線としての性質と両方を備えている。閉域網サービスとしてとらえれば、NGNは通信サービスから課金・認証、その上のコンテンツまで上下のレイヤーに突き抜けるイメージがあるが、アクセス回線としてとらえればそうではない。このような複雑な関係を単純な図で表せるのか。(構成員)

←例えば29ページの図は認証基盤のイメージ図なので、ある意味正確性を欠いてもやむを得ないと思うが、6ページの図はもう少し考えたい。

- 初めてこの手の話題に触れる読者にとっての分かりやすさがポイント。プラットフォーム機能と言ったとき、携帯電話の話はイメージしやすいが、固定系の話はイメージしにくいと思う。ここでは一般論として述べられているので、固定・移動を区別せずにプラットフォーム機能と言うこと自体は悪くないが、もう少し単純に全体のイメージを表した方がよいのではないか。(構成員)

←もう少し全体像を書いて、認証・課金機能がどのようなものか説明すれば、初めて読む方の理解を助けると思うので、修正したい。

(3) 第3章(プラットフォーム機能の連携に向けた検討の進め方)について

- 9ページの下から2段落目で「プラットフォーム機能のインターフェースの共通化」という表現が使われている。ほかの場所では別の言葉に言い換えているので、共通化という言葉は使わない方が誤解を招かないのではないか。(構成員)

←共通化という言葉は一本化という意味と連携という意味で使っているので、誤解を招かないよう修正したい。

(4) 第4章(モバイルビジネスにおけるプラットフォーム機能の連携)について

- 17ページあるいは18ページの運用ガイドラインというのは、事業法や会社法などに基づく一定の拘束力を持ったガイドラインという位置付けなのか、それとも民間の自主的なガイドラインという位置付けなのか。また、NTTドコモには事業法上の禁止行為規制が課せられているが、ガイドラインが事業法と関係あるものだとすれば、そのような立場の違いはガイドラインに持ち越されるのか、それとも民間主体の取組として禁制行為規制とは切り離して考えるのか。(構成員)

←1点目のガイドラインの位置付けについては、MVNO事業化ガイドラインのように事業法の解釈として総務省主体で作成したものと、ネット混雑に対する帯域制御ガイドラインのように民間主体で作成したものがある。18ページの運用ガイドラインは民間主体の規約に似たガイドラインを想定。2点目のドミナント規制との関係については、具体的にどのような議論になるか

分からないが、基本的に民間主体で議論をしていただいて、それをお手伝いしていくのが行政の立ち位置だと考えている。

- 広い意味でプラットフォームであるOSで例えると、MS-DOS3.0では使えるワープロソフトが限られていたが、Windowsでは様々なワープロソフトを使うことができる。このように相互接続性、相互運用性が確保されれば、ユーザーの幅広い選択肢が確保され、大変結構なことだと思う。これは支配的事業者だけではなくすべてのキャリアに対する提案なので、ドミナント規制とは別の次元で考えることが望ましく、それに関する22ページの脚注20も削除した方がよいのではないか。ドミナント規制と別の次元のものとすると、総務省の権限に基づく規制ではなくなるので難しいかもしれないが、多くのキャリアが賛同すればその方向に進むのではないか。(構成員)
 - ←フォーラムを作るという話は民間イニシアティブの話なので、ドミナント規制とは無関係と考えている。脚注20は、22ページ2段落目の「行政当局においては、……オープン性が十分確保されたものであるかどうかについて、個々の事案をベースに、電気通信事業法に基づき公正競争確保の観点から所要の環境整備を図ることも必要である」という部分を受けて事業法の該当部分を書き表したもので、ファクトとして記述したものと考えている。
- 18～19ページに、コンテンツの優良性を判断する場合、第三者評価機関を活用することも考えられるとあるが、これは活用してもしなくてもよいということか。その次の公式ポータルと競争ポータルとの間の相互リンクというのは、ここでの示唆を展開したものだと思うが、問題は、コンテンツの優良性とは何を指しているのかということである。違法なコンテンツや青少年にとって有害なコンテンツ以外という意味なら理解できるが、成人であれば原則表現の自由が保障されているので、誤解を招く懸念がある。また、iモードやezwebでは、優良性以外にも利便性やビジネス上の理由で判断している場合もあるだろうから、もう少し誤解を招かない表現にした方がよいと思う。(構成員)
 - ←第三者機評価機関の活用 of 要否については、パブコメを踏まえて考えるべきではないかと考えたため、断定しておらず、選択肢の一つとしてとらえている。優良性という言葉は誤解を招きやすいので、もう一度見直してみたい。
- コンテンツ掲載基準の明確化とあるが、コンテンツ掲載基準には社会的なもの以外にも、ビジネス的なものや、その中間など、いろいろある。それについては本当に社会的に問題な部分を共通化し、それ以外は基本的に各ポータルが独自に決めるというように分けて考えればよい。また、独自で決める部分についても、例えば社債の格付けのように、AやA+といった評価の方法を共通化するというのはあり得るかもしれない。(構成員)
 - ←コンテンツ掲載基準の整理の範囲は、18ページの下から2段落目で、「必要十分な情報開示として求められる基本的事項」という書き方をしている。その趣旨は共通の部分と、キャリアが独自に判断する部分があるということだが、その趣旨が明確になるよう少し言葉を足したいと思う。
- 18ページの下から2番目と一番下の段落を読むと優良性イコール掲載基準と読めてしまうので、誤解を招かないように表現を付け加えていただきたい。(構成員)

- 民間主体のフォーラムで議論が行き詰まったとき、どのような紛争処理を行うのか。電気通信事業者であれば電気通信事業紛争処理委員会に申し立てることが可能だと思うが、設備の接続ではない上位レイヤーの、例えばポータルに関する紛争は、委員会が扱える事項なのか。それとも、紛争処理の解決はフォーラムにオブザーバとして参加する行政当局の役割だと理解してよいか。(構成員)
 - ← 難しい質問だが、モバイルで考えるとゲートウェイサーバは指定電気通信設備ではない。上位レイヤーでの紛争は民間同士の協議事項であり、事業法の適用の範囲外である。また、協議会は民間のイニシアティブを前提としているので、そこでの紛争を行政当局が解決することは想定されないと考えている。
- 8ページで「ブロードバンド市場における利用者利便の最大化」がプラットフォーム機能の連携の効果の1つとして挙げられているが、民間主体のフォーラムにおいて、利用者利便の最大化はだれがどのような形で意見を表明し、事業者と対等な関係で協議していくのか。民々の協議と言ったとき、事業者間での協議はあり得ると思うが、利用者利便の最大化はなかなか実現しにくいのではないかと懸念している。(構成員)
 - ← 利用者視点の反映は重要なテーマで、44ページの2段落目に、「利用者の権利が明確に確保されることを前提とすることが必要である。このため、具体的な施策の方向性を決めていく際には利用者等の意見を反映させる機会を設ける等の措置を講じることが適当」と書いている。具体的には、協議会で何かを決める時にパブコメをしたり、消費者団体に確認する機会を設けたりする。行政当局はオブザーバーとして強制力は持たないが、ユーザーの視点と公正競争の観点から参加しなければならないと考えている。
- 欧州でも、利用者と事業者との間で情報の非対称性がある中で利用者利便を確保するプロセスについて、非常に重要だが難しい問題という印象を持っているようである。行政当局がオブザーバーとして参加することで発言や行動が限られるとすれば、もう少し踏み込んだ形で参加することを考えた方がよいと思う。(構成員)
 - ← 協議会の制度設計の問題になると思うが、まだ具体的にイメージできていない部分もある。報告書案をベースにパブコメでご意見をいただいた上で、もう少し具体化する必要があるかどうか決めたいと思う。行政機関が実行力を持つとすれば法的な権限や根拠が必要なので、その範囲を超えないことを前提にしなければならないと考える。
- 第1章の基本的視点の最後に、「サービスの多様化などを通じて利用者利便の向上を図るとともに、利用者が自らの選択によって安心・安全にサービスの多様化の利益を享受できる市場環境を作り出していく」という部分があるが、第7章の今後の施策展開の在り方の所でも同じように具体的に書いてあるとよい。民間でガイドラインを作っても守らない事業者が出てきたらどうするか、エンフォースメントも含めて制度を検討しておく必要がある。例えばオーストラリアでは、ガイドラインを守らない場合は電波を停止するなど、民間の中でエンフォースメントを確保する組織を作るといった話があった。特に携帯電

話関係のことは安心・安全に十分配慮していくというトーンで書いた方がよい。協議会の仕組み作りも重要だが、今後予想されるトラブルについて、心配があるのかないのかという問いかけをパブコメでした方がよいのではないかと思う。(構成員)

←3ページの「安心・安全」という言葉は最後の方にも書きたいと思う。エンフォースメントについては、問いかけは必要だと思うので、少し文言を修正したい。その上でパブコメの結果を踏まえてご意見をいただきたい。

- 22ページの脚注20や資料18に関して、ネットワークを持つ通信事業者に対しては制限をかけられるようだが、コンテンツ事業者に対するパワハラにはどのような制限をかけられるのか。一部のコンテンツプロバイダと通信事業者がタッグを組んでコンテンツ市場でシェアを獲得すれば、結果的に通信市場をもコントロールできてしまうことが十分に考えられる。実際に、アメリカの過去20年間のCATV市場ではこのようなことが起こっている。フォーラムでなんらかの歯止めの議論を盛り込むべきではないか。(構成員)

←ディープな話で、ドミナンスを考えると下のレイヤーから上に上がる、上のレイヤーから下に下がる、上下のレイヤーが連携する、という3つの場合がある。このうち、上から下の場合と上下の連携の場合は、上位レイヤーの事業者が事業法の規律の範囲内かという議論はあるが、ご指摘の点は課題だと思う。

(5) 第5章（プラットフォーム機能の連携に係る検討課題）について

- 39ページ以下で個人の属性情報の取扱いについて研究会を作って検討するとのことだが、その範囲はライフログに限られるのか、もっと広い趣旨なのか。42ページでは「ライフログ等を活用」と広い形になっているが、45ページでは「ライフログを活用」とライフログに限定されている。また、報告書案では「ライフログの収集」という表現をしているが、個人情報保護法では「個人情報の取得」という表現をしているので、「収集」ではなく「取得」という言葉を使った方が正確ではないか。(構成員)

←「収集」は「取得」に修正する。また、研究会の検討の範囲はライフログに限定しない趣旨なので、その趣旨が明確になるよう全体の表現を統一したい。

- 30ページの認証基盤 over NGNの一番上のところで、「異なる認証基盤の連携を実現する観点からは、関係者で構成する協議の場を形成し、それぞれの認証基盤間の技術的なインターフェース等を共通化し、相互接続性・相互運用性を確保する方向で検討することが必要である」とあるが、技術的なインターフェースはいつか共通化されるだろうから、重要なのはインターフェースを様々な形で利用できるような環境を整備することであり、「インターフェースを共通化し、相互接続性・相互運用性を確保するなどして連携を円滑にする環境を整備することが必要である」というような書き方がよいかと思う。また、脚注23の「APIを組み合わせる」「APIの連携」という表現は違和感があるので、APIという言葉在省いてもよいのではないか。(構成員)

←脚注23は表現が不正確な点があると思うのでAPIという言葉は修正した

いと思う。また、環境整備の重要性もご指摘のとおりなので、その趣旨の書きぶりを追加したい。

- 事業法の範囲内の問題と範囲外の問題が出てきているが、感覚的には民間のイニシアティブに任せると書いてある報告書なので、多少幅広に問題意識を書いてよいと思う。また、協議会やフォーラムがあちこちに出てきて、全体でいくつあるのか、どこが何を担当するのか余り明確でない。45ページに一応一覧があるが、その分担を少し整理していただくと、報告書でまとめているのはどこまでで、どこからが今後の課題として研究会やフォーラムで議論することになるのか明確になると思う。(構成員)

←フォーラムの仕切りは確かに分かりにくいので、整理するものを付けることを考えたい。ただし、パブコメを踏まえて明確化すべき部分もあり、現段階では明確でないというのはそのとおりだと思う。

- 今回の研究会報告書が世に出た時に、45ページの一つ一つの取組をビジネスチャンスだと思って新規参入する事業者が出現することが想像しにくい。しかし、特に上4つの取組が組み合わさったときに、新規参入の可能性が出てくるように思う。例えばSIMオンリーMVNOであれば、競争ポータルを自ら作り、ユーザーが今使っている端末にSIMカードを刺すだけで競争ポータルにつながる、メールアドレスもポータブルで、メールがプッシュ方式で送られてくる、買ったコンテンツも持ち運べるというような状況である。個々の民間フォーラムを単発で行うだけではなく、これらの連携を十分意識すべきではないか。(構成員)

- 資料8-3の3ページ目の要点一覧のようなものが報告書の方にもあってよいのではないかと思う。(構成員)

- この報告書の成果は、今まで民間に任せてきたものを行政がコーディネーターとして問題点を整理して方向性を指摘するというメッセージ効果だと思う。各協議会・フォーラムに具体的にどのような成果を期待するかというのはこの研究会の役割を超えていると思うし、行政にそこまでできるのかという問題がある。結論的にはこのレベルで十分なメッセージ効果があると感じている。(構成員)

- 親会があって、その下でワーキンググループが動くようにすれば方向性が定まってしまうと思うが、各研究会やフォーラムをまとめ上げる人が居ないと、成果だけを横取りするような企業が出てきてしまうかもしれない。フォーラムや研究会の横の連携を総務省で取っていただきたい。また、通信事業者とコンテンツプロバイダがWin-Winで市場を拡大していくのは健全な方向性だと思う。例えば通信事業者は大きなキャッシュフローを持っているので、それをコンテンツに投資できるような仕組みがあるとよい。ドミナント事業者を制限する方向性だと、ドミナント事業者が抵抗してしまい、市場の発展が求められなくなってしまう。(構成員)

←確かに親会とワーキンググループという形もあり得ると思うが、参画するセクターが異なる場合もあるので、局面としては切り分けていくべきだと思う。他方で、横の連携は非常に重要。各フォーラムをどのように配置するか、図を追加する形で考えたい。

- 報告書全体で、どのようなコンセプトでどのような像を描こうとしているのかを一つの図で表すことが重要である。37ページに「ネットワークを越えたプラットフォーム連携強化に向けた検討」という図があるが、これに似たような形の全体像があるとよい。ここでの様々な議題は大きなプラットフォームの上で多様なプレイヤーがビジネスを展開するという図に落とし込んでいけると思う。45ページに出てくる各種協議会・研究会で大きな方向性を共有することが重要であり、その時に全体像があれば分かりやすい。また、民間イニシアティブでの議論だと、必ずしもWin-Winになるとは限らないし、消極的な議論になる可能性もある。その際に全体像が明確であれば、個別の議論がうまくいかなくても全体としてはうまくいくかもしれないので、いろいろな立場の方々が同じ方向を向いて議論していこうと思えるようなメッセージ性があるものを考えたい。(構成員)
- ←図で整理をする中で目指すべき方向性、それぞれの関係をうまく書きたいなと思う。少し工夫をしたいと思います。
- この分野で我々が考えておかなければならないのは、本研究会でオブザーバーにしてもらったプレゼンは全体の一部であって、その先にまたいろいろな世界が広がっているが、それはだれにもよく分からないということである。おそらく今後、なぜ日本に携帯電話のアライアンスがないのか我々で検討して、もし障害があるなら取り除いていくというステップも必要になると感じる。フォーラムには、新しいサービスの在り方や従来 of 海外の失敗事例を研究するようなニュアンスを入れれば少しは夢のある話になると思う。(構成員)
- 35ページに「ポータビリティの対象となるコンテンツは違法・有害性のないコンテンツに限定することが適当」とあるが、本当にそうか。違法なコンテンツのポータビリティが制限されることには異論はないが、有害性という言葉は法律上の規定がなく、議論が必要である。合法で有害なコンテンツを買った人はポータビリティがないと言われて納得できるのか。「ポータビリティの制限を受けるコンテンツとしては違法なもの、明らかに反社会的なものに限るのが適当」というような書き方を考えてほしい。その下の3行の検討すべき項目には、技術的な課題以外のお願したものが個別には入っているが、これら以外にも、利用者の安心・安全、その他の権利の確保、公正競争の促進、適正な司法活動など、考えなければならない問題が広範にありそうなので、社会的課題として「著作権法との関連」の後に、「その他のIDポータビリティやコンテンツポータビリティを実現することに伴って発生するその他の問題を含めて」というのが分かるような書き方があった方がよいと思う。(構成員)
- コンテンツポータビリティを実現する仕組みを作るべきという文脈なので、違法有害なコンテンツについてまで電気通信事業者にポータビリティを実現しなさいというのでは話がおかしくなる。違法有害なコンテンツについてまでポータビリティを図る必要はないと書かれているわけだから、それほど大きな問題ではないと思う。(構成員)
- 有害性があるコンテンツはポータビリティの対象にしてはいけないということか。(構成員)
- 公序良俗違反となるコンテンツについてまでポータビリティを実現させる

のは問題ではないか。(構成員)

○ そこはこの研究会では深く議論していないところなので、どの程度の表現とするかは事務局で考えていただきたい。(構成員)

←コンテンツポータビリティあるいはIDポータビリティのところについて、ほかにも検討課題があるというのはご指摘のとおり。利用者の安心・安全に関するものを追加し、それも含めて課題があることを明確にしていきたい。

(6) 第6章(プラットフォーム機能の連携とICT産業のグローバル展開)、第7章(今後の施策展開の在り方)について

(第6章、第7章については意見なしとなった。)

6 今後の予定

本日の議論を踏まえた報告書(案)の修正については座長に一任。座長の了解を得て、事務局より各構成員に確認の上、意見招請を行うこととした。

次回会合については、意見招請の結果を踏まえて報告書の取りまとめに向けた議論を行うこととし、日程等の詳細については追って事務局より連絡することとした。

以 上